

健保からのお知らせ

日本ケミコン健康保険組合ホームページ
<http://www.chemi-con-kenpo.com/>

当健康保険組合のホームページには、健康保険制度の仕組、保健事業や健康情報が満載。申請書もダウンロードできますので、有効にご活用下さい。

歩こうキャンペーンの結果報告

平成30年3月1日～4月30日に実施した「歩こうキャンペーン」にご参加いただきありがとうございました。今回は、82名の方がご参加くださいました。参加された方には、歩数に応じたポイントを5月24日(木)に付与しましたのでお知らせします。また、参加した方の平均歩数が一番多い事業所の参加者全員に特別ポイントとしてMY HEALTH WEB 500ポイントを付与しました。

個人成績

順位	ニックネーム	性別	歩数
1	サポーターM	男	1,587,872
2	ヨッシー	男	958,377
3	チョコ	男	900,398
4	キュウリ	女	878,446
5	雲取山	男	823,869
6	クロちゃん	男	823,010
7	和ちゃん	男	818,097
8	トニー	男	808,515
9	Nori	男	803,977
10	ゆき	女	789,320

※上位10名

事業所別の平均歩数

順位	事業所	平均歩数
1	ケミコン宮城(株)	660,117
2	日本ケミコン企業年金基金	596,624
3	日本ケミコン(株)	579,600
4	日本ケミコン健康保険組合	516,038
5	日本ケミコン(株)高萩工場	456,544
6	日本ケミコン(株)新潟工場	341,148
7	日本ケミコン(株)福島事業所	373,601
8	ケミコン長岡(株)	318,191
9	ケミコン山形(株)長井工場	317,219

※但し、3人以上の参加が条件

ケミコン宮城(株)
 平均歩数 660,117歩
 特別ポイントの500ポイント
 が付与されました！
 おめでとうございます！



次回の歩こうキャンペーンは
 ①事業所別平均歩数対抗戦
 ②個人チーム別対抗戦
 を考えています！

みんなと
 歩いてポイントを
 GETしよう！

平成30年度「健康強調月間事業」実施について

当健康保険組合では10月1日～11月30日を『健康強調月間』として「歩く」ことをメインとした事業を実施いたします。被保険者と家族の方が、健康改善・健康増進のため、自らの健康について関心を持ち、健康で明るい生活をつくり上げることを目的としています。皆さまお誘いあわせの上、積極的なご参加をお待ちしております。

「健康強調月間事業」の案内は後日お知らせします。

熱中症の予防・対策

いつでもどこでも誰でも条件次第で熱中症にかかる危険性がありますが、熱中症は正しい予防方法を知り、普段から気を付けることで防ぐことができます。たとえば、初夏や梅雨明け、夏休み明けなど、体が暑さに慣れていないのに気温が急上昇するときは特に危険です。無理せず、徐々に体を慣らすようにしましょう。

水分をこまめにとろう

のどが渇いていなくても、こまめに水分をとしましょう。スポーツドリンクなどの塩分や糖分を含む飲料は水分の吸収がスムーズにでき、汗で失われた塩分の補給にもつながります。

睡眠環境を快適に保とう

通気性や吸水性の良い寝具をつかったり、エアコンや扇風機を適度に使って睡眠環境を整え、寝ている間の熱中症を防ぐと同時に、日々ぐっすりとする事で翌日の熱中症を予防しましょう。

丈夫な体をつくらう

バランスのよい食事やしつかりとした睡眠をとり、丈夫な体をつくりましょう。体調管理をすることで、熱中症にかかりにくい体づくりをすることが大切です。

シーズンを通して、暑さに負けない体づくりを続けよう！

平成29年度 決算報告

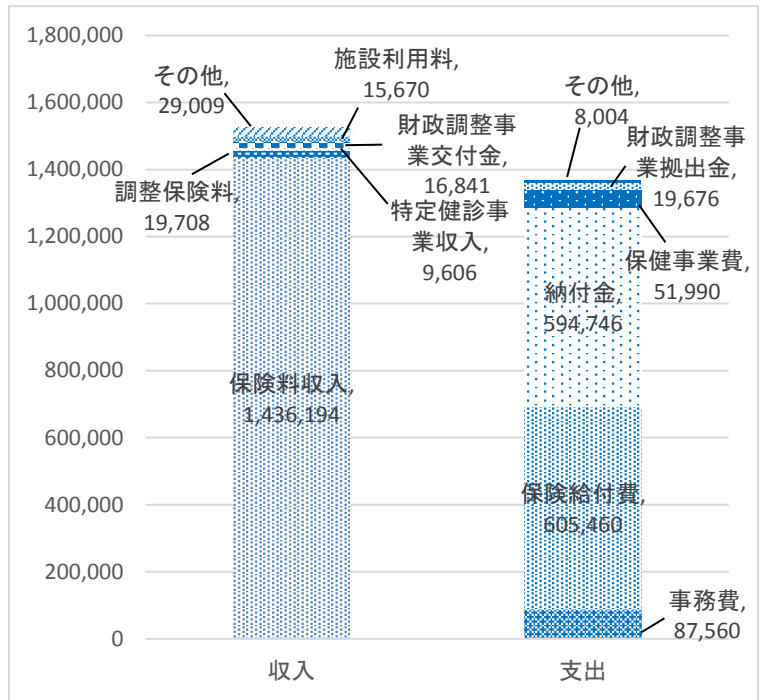
平成30年7月19日開催の第126回組合会において、平成29年度収入支出決算が承認されました。
健康保険組合の会計年度は毎年4月1日～翌年3月31日までで、その年の支出はその年の収入で賄う単年度会計となっています。

【一般勘定】

決算数値	被保険者数	2,669	人
	平均標準報酬月額	375,374	円
	標準賞与額	3,163,154	千円
	被扶養者数	2,266	人

収入	保険料収入	1,436,194	千円
	調整保険料	19,708	千円
	特定健診事業収入	9,606	千円
	財政調整事業交付金	16,841	千円
	施設利用料	15,670	千円
	その他	29,009	千円
	合計	1,527,028	千円

支出	事務費	87,560	千円
	保険給付費	605,460	千円
	納付金	594,746	千円
	保健事業費	51,990	千円
	財政調整事業拠出金	19,676	千円
	その他	8,004	千円
	合計	1,367,436	千円



【介護勘定】

決算数値	第2号被保険者数	2,161	人
	第2号被保険者数(本人)	1,634	人
	特定被保険者数	50	人
	平均標準報酬月額	409,162	円
	標準賞与額	2,231,400	千円

収入	介護保険料	151,765	千円
	繰入金	10,000	千円
	国庫補助金受入	1,700	千円
	合計	163,465	千円

支出	介護納付金	151,845	千円
	その他	14	千円
	合計	151,859	千円

平成29年度は、給与・賞与ともに増加したため、保険料収入も前年度より5,000万円増加しました。

しかし、支出では、みなさんが医療機関に受診した際の医療費のうち、特に「被保険者」分が前年度より3,000万円増加し、保険給付費全体でも3,900万円の増となりました。

納付金は、約6億円でここ数年大きな増減はありませんが、国全体の高齢者に対する医療費により、今後負担が増えると予測されます。

保険料収入のうち83.6%が保険給付費と納付金に支払われていますので、みなさんが健康でいてくださることが、健保財政にも大きく影響してきます。そのためにも、保健事業として健康診断や保健指導、電話相談、感染症予防薬の配布、健康増進事業等を実施しており、約5,200万円の支出となりました。

その結果、平成29年度収支差引残は約1億6,000万円となり黒字決算となりました。

また、介護勘定は、一般勘定同様に保険料収入が増加しましたが、介護納付金がほぼ同額であったため、剰余金は、繰入額とほぼ同額の1,100万円となりました。

公告

番号	公告日	件名
第584号	H30.3.26	一般保険料率の変更について
第585号	H30.7.31	平成29年度収入支出決算書・事業報告書・財産目録及び決算残金処分の公告
第586号	H30.8.9	禁煙外来治療補助金支給規程制定の公告
第587号	H30.8.9	高額療養費支給手続規程の一部変更に関する公告

禁煙外来治療補助金制度を有効活用しよう

健康保険組合では、ヘルシーカンパニーで目標に掲げている「禁煙対策」と連携し、禁煙治療が成功した方に補助金を支給しています。
禁煙にチャレンジしたいと考えている方は是非ご利用ください。
補助金額：自己負担額(上限20,000円)



整骨院・接骨院は「病院」ではありません

整骨院・接骨院で治療にあたる人は「柔道整復師」といい、「医師」とは言いません。そのため柔道整復師が患者に行うのは「診療」ではなく「施術」といいます。柔道整復師による施術は医師ではないことから、健康保険の使用に制限があります。「保険適用取扱」と看板を掲げていても、すべての施術が健康保険の対象になるわけではありません。健康保険が使えるのは下記の一部のケースに限られており、あてはまらない場合は、全額自己負担になります。施術を受ける前にきちんと確認して正しく施術を受けることが大切です。

健康保険が使える場合

- ★急性等の外傷性のねんざ・打撲・出血していない肉離れ等
- ★骨折・不全骨折・脱臼
(応急手当を除き医師の同意が必要)

健保組合では、健康保険証を使って整骨院・接骨院の施術を受けた方に、後日、施術内容や施術経過、負傷原因等の照会をさせていただく場合があります。健保組合から問い合わせがあった場合は、ご回答にご協力ください。

健康保険が使えない場合

- ☆症状の改善がみられない長期の施術
- ☆医師の同意のない骨折・不全骨折・脱臼
- ☆仕事中や通勤途上に起きた負傷(労災保険からの給付)等
- ☆スポーツなどによる肉体疲労改善のための マッサージ等
- ☆保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中での施術(保健医療機関からの投薬やシップの処方がある場合も含む)
- ☆日常生活からくる疲労・肩こり・腰痛・原因不明の痛みや違和感等
- ☆病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・腰椎椎間板ヘルニア等)による凝りや痛み
- ☆脳疾患後遺症・過去の交通事故等による後遺症・以前負傷した箇所の痛みなどの慢性病

自己負担の
支払いと
なります

⚠ 施術を受けるときの注意事項

1. 負傷原因を正確に伝えてください。
2. 病院での治療(投薬)・他の接骨院等との重複はできません。
3. 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられます。
4. 療養費支給申請書は必ず自分で自署(サイン)してください。
5. 領収証は必ずもらいましょう。

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

1カ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の人は70歳未満の人より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、2018年8月から下記のとおりに引き上げられます。

2018年7月まで

区分	自己負担限度額		
	個人ごと(外来)	世帯ごと(外来+入院)	多数該当
所現役者並	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	14,000円 《年間上限(前年8月~7月)144,000円》	57,600円	44,400円

2018年8月から

区分	自己負担限度額	
	個人ごと(外来)	世帯ごと(外来+入院)
現役並所得者	現役並みⅢ標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数該当140,100円>
	現役並みⅡ標準報酬月額53万円~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数該当93,000円>
	現役並みⅠ標準報酬月額28万円~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数該当44,400円>
一般	標準報酬月額26万円以下	18,000円 《年間上限(前年8月~7月)144,000円》 <多数該当44,400円>

◆直近12カ月間に3カ月以上高額療養費に該当した場合、4カ月目からは多数該当の額に引き下げられます。

◆「現役並みⅡ」「現役並みⅠ」の区分に該当する方は病院窓口での支払を自己負担限度額までとしたい場合 限度額適用認定証の提出が必要になります。医療費が高額になると見込まれる場合は、事前に健保へ限度額適用認定証の交付を申請してください。

※「現役並みⅢ」「一般」区分の方は高齢受給者証の提出により自己負担限度額までとなりますので申請不要です。

◆高額療養費の外来年間合算

当健康保険組合から高額療養費が支給される場合は、病院から健康保険組合に送られてくる「レセプト(診療報酬明細書)」をもとに計算し、自動的に支払います。しかし、計算期間(8/1~翌7/31)の間に2つ以上の保険者に加わっていた場合、当健康保険組合に加入前の保険者から支払われた高額療養費が不明なため、申請払いとなりますので当健康保険組合へご連絡ください。

被扶養者資格確認調査にご協力ください

被扶養者調査とは、現在被扶養者となっている方が、引続きその資格があるかどうかを毎年確認するものです。被扶養者資格確認調査に必要な添付書類は、調査票封筒に同封した添付書類確認フローチャート等でご確認ください。

6月1日以降に認定された被扶養者の添付書類は不要です。
なお、18歳未満、8月1日以降健保に到着した異動届（追加・削除分）については調査票に反映されておりませんので調査対象外です。



スムーズな資格確認調査にご協力をお願い致します

提出期限 平成30年9月28日 健保必着(厳守)

※資格確認調査の健保到着最終締切日は9月28日ですが、各管理グループで提出締切日が異なりますのでご注意ください。



期日までに調査票及び必要書類の提出がない場合は、被扶養者資格は平成30年10月1日付で無効となりますので必ずご提出ください。

健保に届出の銀行口座に変更はありますか？

異動、引越に伴い銀行口座を変更していませんか？
または銀行の統廃合が行われて支店名や口座番号に変更はありませんか？

健保からの給付金が支給される際に、健保の登録口座に振込むと、振込先の銀行口座が存在せず振込が出来ないことがあります。健保に登録した銀行口座を変更する場合は管理グループを通じて「届出事項変更届」により変更をお願い致します。なお、健保に届け出た銀行口座がわからない場合は健保へお問い合わせください。

ご家族が勤務先からの保険証を交付された場合は速やかに届出を！

ご家族が勤務先からの健康保険証を交付された場合は、被扶養者の削除手続きが必要になります。
事業所管理担当者を通じて速やかに「健康保険被扶養者異動届(削除)」と当健保の保険証をご提出下さい。

削除日は勤務先からいただいた新しい健康保険証の資格取得日となります。



40～74歳の被扶養者のみなさまへ



会社で行う健康診断を受診されないで、勤務(パート)先や人間ドック等で健康診断を受診された方へお願いです。

国(厚生労働省)が定める特定健康診査の受診率を各健康保険組合で全体の90%と課せられております。そのため当組合では被扶養者の受診率が63.4%を超えないと被保険者が100%受診しても受診率90%の目標に達しません。

今年の5月～6月に会社で行った巡回健診(家族健診)を受診されていない方で、パートなどの勤務先や市町村で健康診査を受診された方、もしくはこれから受診予定の方が健康診断結果の写しと問診票を提出していただくことにより受診率のUPにつながりますので、皆様のご協力をお願い致します。

提出方法：5月～6月の巡回健診(家族健診)を受診されていない方へ、9月～10月頃にご案内いたします。

家族の特定保健指導実施のご案内

健康診断の結果より、特定保健指導対象者の保健支援レベルとなられた方、並びに腹囲が男性85cm・女性90cm以上またはBMI25以上のいずれかに該当する方、将来的に特定保健指導対象者になるリスクが高い方へ、専門の相談員スタッフからの食事や運動に関する改善をサポートするサービスを実施します。

対象となる方には、相談員スタッフより直接ご連絡をさしあげますので、日程等調整のうえ、ぜひこのサービスをご利用下さい。

実施期間は6ヶ月で費用は無料です。

電話によるファミリー健康相談

当健康保険組合では、みなさんの健康に関する不安や心配に電話でお応えする「ファミリー健康相談」を開設しております。ぜひご利用ください。

電話相談は無料です！

当組合専用ダイヤル **0120-911-268**

利用できる方
相談対応時間

被保険者本人とご家族
24時間・365日対応